



鳥取県公報

平成 30 年 3 月 30 日 (金)
号外第 4 4 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 選管規則 鳥取県選挙運動管理規程の一部を改正する規則 (1) 2

選挙管理委員会規則

鳥取県選挙運動管理規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

鳥取県選挙管理委員会規則第1号

鳥取県選挙運動管理規程の一部を改正する規則

鳥取県選挙運動管理規程（昭和37年鳥取県選挙管理委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第7条 略</p> <p>2 県の委員会は、証紙の交付をしたときは、証紙交付票に交付年月日及び交付枚数を記入し、かつ、その印を押して、これを提出者に返すものとする。ただし、交付した証紙が、ビラの証紙にあつては法第142条第1項第1号若しくは第2号から第4号まで又は第2項に規定する枚数に達したとき、ポスターの証紙にあつては法第144条第1項第1号に規定する枚数に達したときは、証紙交付票は、返さないものとする。</p>	<p>第7条 略</p> <p>2 県の委員会は、証紙の交付をしたときは、証紙交付票に交付年月日及び交付枚数を記入し、かつ、その印を押して、これを提出者に返すものとする。ただし、交付した証紙が、ビラの証紙にあつては法第142条第1項第1号、第2号若しくは第3号又は第2項に規定する枚数に達したとき、ポスターの証紙にあつては法第144条第1項第1号に規定する枚数に達したときは、証紙交付票は、返さないものとする。</p>

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成31年3月1日から施行する。

（適用区分）

2 この規則による改正後の鳥取県選挙運動管理規程の規定は、この規則の施行の日以後その期日を公示され、又は告示される選挙について適用し、同日前にその期日を公示され、又は告示された選挙については、なお従前の例による。